

は じ め に

東京都労働相談情報センターでは、職場で起こる様々な問題について相談に応じています。

相談の中には、使用者の方にもう少し労働法の知識があれば、トラブルにならずに済んだのではと思われる事例も少なくありません。

労使関係でトラブルになると、労働者だけではなく使用者も大きなダメージを受けます。そこで、労働法に詳しい法政大学講師の山本圭子先生に使用者の方に知っていただきたい労働法の基本について解説していただきました。

近年の主な法改正の項目と施行期日をまとめると、下表のようになります。労働問題も多様化し、大きな制度変更もある中で、以前にも増して労働法の知識を身につけていただきたいと思います。

本冊子が広く活用され、未然にトラブルを防止する一助となれば幸いです。

令和5年3月
東京都労働相談情報センター

法改正による主な改正項目と施行日

主な改正項目		施行日等
雇用保険法	雇用保険料率の変更	令和4年10月1日、 令和5年4月1日
	出生時育児休業給付金制度等	令和4年10月1日
労働災害補償保険法	特別加入制度の対象の拡大	令和4年4月1日
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 歯科技工士	令和4年7月1日
社会保険（健康保険法・厚生年金保険法）	短時間労働者の社会保険の適用拡大（特定適用事業所の要件を被保険者が101人以上に変更）	令和4年10月1日
職業安定法	求人等の情報の確かな表示の義務付け、個人情報の取扱いルールの明確化、求人メディア等について届け出制の創設。	令和4年10月1日
女性活躍推進法	一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表が101人以上300人以下の中小企業にも義務化	令和4年4月1日
	常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として、「男女の賃金の差異」の公表の義務化	令和4年7月8日
次世代育成支援対策推進法	くるみん・プラチナくるみん認定基準の改正等	令和4年4月1日
育児・介護休業法	雇用環境整備、個別の周知・意向確認措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和。	令和4年4月1日
	産後・パパ育休（出生時育児休業）、育児休業の分割取得（2回）	令和4年10月1日
	常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に男性労働者の育児休業取得率等の公表の義務付け	令和5年4月1日
公益通報者保護法	・事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け（従業員数300人以下の中小企業は努力義務） ・行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入 ・内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務化と刑事罰 ・保護対象に退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加	令和4年6月1日
労働委員会規則	中労委のウェブ会議による審問手続き・尋問手続き等	令和5年2月28日
労働基準法	月60時間超の時間外労働の割増率（5割）の中小企業への適用 資金移動業者の口座への資金支払（施行規則）	令和5年4月1日 令和5年4月1日
	時間外労働の上限規制	令和6年3月31日までは建設事業、自動車運転の業務、医師については適用猶予。
有期労働契約の締結、更新及び雇止めに係る基準	更新回数上限の設定、更新回数の上限の引き下げ等の説明、無期転換後の労働条件の考慮事項の説明等	令和6年4月1日（予定）
障害者雇用促進法	週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者を事業主が雇出した場合に、雇用率において算定できるようにする等	令和6年4月1日
	障害者雇用率の引き上げ	令和6年4月1日（令和8年7月に更に引き上げ）
その他	タクシー・ハイヤー、トラック、バスの運転者に係る「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正	令和6年4月1日